

「やまがたGAP」第三者認証制度が 始まりました

山形県農林水産部

1 「やまがたGAP」とは

県が策定したGAP（農業生産工程管理）で、「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」、「人権保護」、「農場経営管理」の5分野について管理すべきポイント（管理点）と満たすべき基準（適合基準）が設定されています。農産物生産の各工程で適切な時期に点検を行い、改善を図るための取組みです。

2 GAPの第三者認証について

GAPは、各管理点の適合基準を満たすように取組み、自己点検しながら改善を図ることが重要ですが、第三者である認証機関が点検し認証することにより、GAPの取組みが適正に行われていることを販売先等に示すことができます。

「やまがたGAP」第三者認証制度は国際水準GAPで取り組むべき上記5分野を満たしながらも管理点の数を抑え、国際水準GAP認証取得の練習台として取り組みやすい制度としています。

3 制度の概要

- (1) 認証機関：公益財団法人やまがた農業支援センター（山形市緑町 緑町会館内）
- (2) 対象品目：「米」、「青果物（野菜・果樹）」
- (3) 認証の対象者：県内で農産物を生産する農業者等で構成する団体又は農業法人
- (4) 認証の要件：ア やまがたGAPを申請前3か月以上の期間実践していること
イ 各管理点の適合基準を満たしていること
ウ 年に1回以上内部監査（又は自己点検）が行われていること
- (5) 審査の方法：団体事務局及び生産現場等で取組状況を審査し、その結果をもとに有識者等で構成する審査判定委員会において、認証の可否を決定します。
- (6) 認証費用：基本額 12,100円（消費税含む）

○本年度の受付期限：令和4年10月21日（金）まで

○申請に必要な書類：①やまがたGAP第三者認証申請書

②農場名簿

③GAP取組協定書

④事務局と農場の責任分担

⑤内部監査是正要求・改善記録

⑥誓約書

他

※申請に当っては、山形県各総合支庁各農業技術普及課に相談してください。

<問い合わせ>

山形県農林水産部農業技術環境課 農産物安全担当

TEL：023-630-2408

（公財）やまがた農業支援センター 環境農業推進課

TEL：023-642-2905